

報告第 2 5 号

専決処分の報告について

交通事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第 4 の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

専決第 19 号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償額について、市長専決処分指定の件第 4 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 14 日

長野市長 荻 原 健 司

交通事故による損害賠償額について

1 損害賠償額 金 16,550 円

2 相 手 方